

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		04-04-01		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事				
事務事業名	職員人件費（滞納整理強化）		部課名		区民生活部税務課		課長名		長田		
			担当者名		荒川		内線		2336		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）		01-01-02		職員人件費（実績分）							
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度）				○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成				6年度		根拠		職員の給与に関する条例	
終期設定		○有 ●無				年度		法令等			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準				計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		VII		計画推進のために					
		政策		15		目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
		施策		03		税収の安定的な確保					
目的		区民税等について、昼間の不在者や平日連絡をとれない滞納者に対し、休日に納税相談及び納税交渉を行うことにより、徴収率の向上並びに税収の安定的な確保を図る。									
対象者等		区民税等滞納者									
内容		平成14年度から、クライアントサーバー方式による滞納整理支援システムが稼動した。これにより、ホストコンピュータが稼動していない休日・平日夜間も滞納情報の共有化が可能となった。このシステムを活用し、休日に納税窓口を開設している。平成28年度は年4回（7、10、12、1月）開設をした。 平成29年度は年4回（7、9、12、3月に実施）開設を予定している。									
経過		・平成6年度から昼間不在者に対する納税交渉の徹底のため導入。 ・平成8年度から滞納整理の強化策として納税係の職員一斉による日曜日の電話催告を導入。 ・平成9年度から日曜日は、電話催告に加え臨戸交渉を行うこととした。 ・平成12年度は、試行として、日曜日に加え土曜日の電話催告・臨戸交渉を実施（年2回） ・平成13年度は、休日の窓口開設、電話催告及び臨戸交渉を実施（年4回） ・平成14年度から19年度は、休日・平日夜間の窓口開設、電話催告を実施（年3回） ・平成20年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年1回） ・平成21、22、23年度は、休日の窓口開設を実施（年5回・年4回・年5回） ・平成24、25、26年度は、休日の窓口開設を実施（年6回） ・平成27年度は、休日の窓口開設を実施（年5回） ・平成28年度は、休日の窓口開設を実施（年4回）									
必要性		滞納案件の縮減と新たな滞納抑止をめざす観点からも休日の納税相談、納税交渉は、必要となる。									
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・催告書及び区報で、休日の窓口開設を区民に周知 ・実施時期・窓口開設時間 7月に初回、以降3回実施予定 日曜午前9時～午後5時（8時間）									

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	25,590	29,501
決算額（29年度は見込み）		2,500	2,500	2,438	2,879	2,499	25,464	29,501
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	休日窓口収納金額（円）（28年度は見込）	31,857,500	17,197,688	22,883,339	20,529,622	15,381,572	11,367,464	—
	休日窓口収納件数（件）（28年度は見込）	1,353	707	744	841	642	444	—

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
職員手当等	時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,499	職員手当等	時間外勤務手当（税務課職員現給（課長役事務費分）内給）	25,464	職員手当等	時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当	29,501

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	82,354	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	3,883	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 86,237	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	86,237	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 86,237	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 86,237	-
備考	行政費用においては、時間外勤務手当としての給与関係費が最も多い。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	97.57	97.87	98.18	98.51	99.08	
②	特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	28.55	31.08	32.44	35.08	49.24	
③							

問題点・課題	○平成28年度3月末時点の休日相談窓口での収納額は前年度同月時点と比較して約400万円、件数で198件減少している。収納額、収納件数ともに減少しているため、継続して来庁を促すための対策が必要である。 ○経済情勢、天候などにも大きく左右される事業である。平成25年度以降は収納金額は減少しており、また休日窓口実施1回あたりの平均来庁者数は減少傾向にある。一方で、一定程度の来庁者もいるため、引き続き休日に納付相談及び納税交渉の機会を設ける。						
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区) 未実施：千代田区、港区、世田谷区、渋谷区、江戸川区						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高い反応率が期待できる催告書のポスティングを拡充する。来庁者の傾向分析による効果的な運用体制を継続検討する。	臨戸による催告書のポスティング及び生活実態の調査を実施した。	効果的な相談窓口の運用体制を検討する。一斉催告時に納付書を同封するなどし、収納率の向上を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

No1

(単位：千円)

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	712	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	520	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	0	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	34	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,266	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,266	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,266	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,266	-
備考	行政費用においては、給与関係費が最も多い。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	特別区民税普通徴収納期限内納付率(%)	73.77	74.44	77.04	78.18	88.44	
②							
③							

問題点・課題	区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが必要である。一方で、補助金対象の活動については、事業所に対するeLTAXの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動を、より効果的なものにしていく必要である。						
他区の状況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区) 未実施：杉並区						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	納付への一定程度の効果は期待できるため団体とともに街頭啓発活動を継続していく。	口座振替推進のための街頭啓発活動を実施した。	街頭啓発活動により納付への効果が期待できるため、平成29年度も実施していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	04-04-03	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	納税奨励費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当名	熊谷 内線 2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-03-02	その他奨励費					
事務事業の種類	○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 不明 年度 根拠						
終期設定	○有 ●無 年度 法令等						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画						
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。 また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。						
対象者等	納税義務者等						
内容	(1) 年末調整説明会 税務署、都税事務所と共催で、給与支払報告書等の説明を行っている。 (2) たばこ小売業者に対する販促品の配布 (平成21年度からはたばこエチケットPR用品) (3) 税の作文・標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、 間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」 について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。						
経過	・平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な面もあり休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に販促品を配布を行っていた。近年は、たばこを取り巻く環境も大きく変化しており、平成21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。 ・申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。 ・平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。						
必要性	年末調整説明会等及び区民の納税意識の高揚等を促進するために必要な事業である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) (1) 年末調整説明会実施(税務署、都税事務所との共催で実施) (2) 税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 (3) たばこ税PR用品の配布						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		424	395	357	352	376	376	442
決算額（29年度は見込み）		325	327	334	342	362	371	442
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	ボックスバック（作成数）	65,000						
	ポケットティッシュ（作成数）		37,000	37,000	37,000	35,500	35,500	35,500

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	323	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	331	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	398
役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12
使用料等	年末調整説明会会場使用料	28	使用料等	年末調整説明会会場使用料	30	使用料等	年末調整説明会会場使用料	32

		勘定科目			27年度	28年度	差額			勘定科目			27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	-	2,139	-	行政収入	地方税	-	0	-					
		物件費	-	371	-		国庫支出金	-	0	-					
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-					
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-					
		補助費等	-	0	-		使用料及び手数料	-	0	-					
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	0	-					
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	101	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 2,611	-					
		その他行政費用	-	0	-		金融収支差額(d)	-	0	-					
		行政費用合計(b)	-	2,611	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 2,611	-					
特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-								
特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 2,611	-								
備考	行政費用の主なものは、給与関係費と需用費としての物件費である。														

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	納期限内納付率(%) (納期限内完納額／調定額)		88.6	89.5	89.4	89.7	92.4	現年課税分(普徴・特徴・過年度合計)
	②							
	③							

問題点・課題	○住民税のPR用品等の配布については、「公平の原則」「最小徴税費の原則」の観点からも、慎重に対応しなければならない。 ○納税貯蓄組合連合会など税務関係団体との連携により、さらなる税収確保、納期内納付、課税資料及び変更届の提出等が進む方策を検討する。 ○たばこ税PR用品は、税収確保と併せて環境への配慮、マナー向上等をPRしていく必要がある。 ○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等区への提出資料について、期限の順守、eLTAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。							
他状況の実	(実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)							

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	手持ち品課税についてスムーズに申告が行えるよう、たばこ小売店と緊密な連携を図る。	初年度のため小売店等が不慣れであったため、対面、電話、郵送といったさまざまな方法で丁寧な対応を心掛けた。	事業者から、事業者単位での申告を行いたい旨の申入れが国へあった。国・都と連携したうえで対応方法を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

況議(要質問状)	
----------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		04-04-04		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事			
事務事業名	区税過誤納金還付金		部課名		区民生活部税務課		課長名		長田	
			担当者名		大河内		内線		2327	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）		01-04-01		過誤納金還付金						
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業								
開始年度		●昭和 ○平成 25年度 根拠								
終期設定		○有 ●無 年度 法令等								
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準 計画区分 ○計画 ●非計画								
行政評価事業体系		分野 VII 計画推進のために								
		政策 15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進								
		施策 03 税収の安定的な確保								
目的		税額変更等による過誤納金に対応するための資金								
対象者等		過誤納金還付金対象者								
内容		所得税の更正・決定等による前年度以前に収納した特別区民税に係る過誤納金の還付及びそれに伴う還付加算金の支出。 (過誤納金) 過納金と誤納金に区分され、過納金は納付の時には課税額を超過することなく納められていたものが、後の減額更正等により変更されたことにより超過納付となるものをいう。誤納金は、二重納付等により納めるべき税額を超えて納付がなされた場合の超過額である。 (還付加算金) 過誤納金を還付する際に、それに係る利子として年7.3%の割合で加算するものを還付加算金という。但し、平成26年からの特例措置として前々年10月から前年9月までの各月における国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の合計を12で割った割合として前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合となった。平成28年は1.8%である。加算金の額は、事由により起算日が異なるため日数に応じて算出する。								
経過		平成17年度から、税法改正に伴う配当割・株式等譲渡所得割の創設により、新たな還付金が生じることとなり、これに充当する財源については、交付金として歳入計上している。年々、配当割・株式譲渡所得割の対象者が増えており、平成26年度からは、景気状況の改善に伴い、配当所得・株式譲渡所得が増え過去の損失の相殺することにより生じる配当割・株式譲渡所得割に係る還付金が急激に増額となった。平成20年度は、税源移譲に伴う所得変動に係る還付金として1億9,700万円を歳出計上した。 還付金の支払いについて、これまではシステム上の制限で支払手続きに過誤納者からの申請が必要であったが、システムが変更になった平成27年1月から、区民税の支払いに口座振替を利用している者限り、過誤納者からの申請手続きなしに、口座振替による還付金の支払いができるようになった。								
必要性		法の規定による事業である。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 過誤納金を生じた者に対し通知し、還付（窓口払、口座振込、振替充当）措置をする。								

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		48,053	52,265	49,600	71,563	83,017	76,200	75,100
決算額（29年度は見込み）		38,076	46,192	48,228	65,812	80,637	54,897	75,100
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
償還金利子等	過誤納金還付金	80,637	償還金利子等	過誤納金還付金	54,897	償還金利子等	過誤納金還付金	75,100

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	8,548	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	0	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	28,531	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	54,897	-	使用料及び手数料	-	0	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	28,531	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	403	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 35,317	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	63,848	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 35,317	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 35,317	-
備考	行政費用においては、償還金利子及び割引料としての補助費等が最も多い。							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度 見込み	目標値 (38年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題	○還付金が生じる原因は所得税の更正、決定によるものが大半を占める。当初以外にも随時対応しているため、当初予算額では不足が生じ、予備費充用等の事態も起きる可能性がある。 ○景気状況が改善していることに伴い、配当所得及び株式譲渡所得が増えていたが、平成29年度以降については、過去の損失と相殺できる繰り越しの年数を超えるため、還付金の動向を見極める必要がある。 ○特徴推進により、平成29年度から原則事業所を特別徴収義務者に指定することとなったため、普通徴収の還付金が減り、特別徴収の還付金が増える見込み。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む 具体的な改善内容	平成28年度に実施した 改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	年度当初に多額の還付が発生することを踏まえた配当計画を立案する。	年度当初に比重を多くした配当計画を立案したため繰り上げ配当などの必要はなかった。	特徴推進の影響、配当割・株式譲渡所得割に係る還付金の増減を見極め、適正な予算計画を立てる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード		04-04-05		戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事		
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費			部課名	区民生活部税務課		課長名	長田	
				担当者名	金森		内線	2312	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）		01-05-01		自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類		○新規事業（○29年度 ○28年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度		●昭和 ○平成 30年度			根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例			
終期設定		○有 ●無 年度			法令等				
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野	VII 計画推進のために						
		政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
		施策	03	税収の安定的な確保					
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとする ことで、車検を受ける者等の利便を図る。								
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等								
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）								
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。								
必要性	法の規定による事業である。								
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標(仮ナンバー)を貸与する。 (許可条件) ① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること (一部でも可)								

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		53	49	42	48	48	42	41
決算額（29年度は見込み）		47	46	41	42	42	40	41
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	許可件数（区民事務所分を含む）	577	524	532	496	507	493	62
								7月末現在

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	42	需用費	消耗品費	40	需用費	消耗品費	41

行政コスト計算書	勘定科目	27年度	28年度	差額	勘定科目	27年度	28年度	差額
	給与関係費	-	1,290	-	地方税	-	0	-
	物件費	-	40	-	国庫支出金	-	0	-
	維持補修費	-	0	-	都支出金	-	0	-
	扶助費	-	0	-	分担金及び負担金	-	0	-
	補助費等	-	0	-	使用料及び手数料	-	166	-
	減価償却費	-	0	-	その他	-	0	-
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-	行政収入合計(a)	-	166	-
	賞与・退職給与引当金繰入額	-	61	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 1,225	-
	その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-
	行政費用合計(b)	-	1,391	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 1,225	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 1,225	-
備考	行政費用においては、給与関係費が最も多い。							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①							

問題点・課題	○未返却者への対応について、返却を促す電話をしてもつながることが多いため、貸し出す際に複数の連絡先を聞いておく。また、返却についての説明もしっかり行うなどの対策をする。督促等で繰り返し連絡をしても返却がない場合、引き続き必要に応じて警察への通報を行う等の対策を検討する。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	継続して、返却期間終了後は、速やかな返却を促す督促を行う。	未返却の者に対して速やかに返却するように電話をし、つながるまで何度も電話をかけた。さらに郵便による督促を行った。	貸し出す際に、複数の連絡先を聞いておく。また、未返却者への対応について強化等を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

議案(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	04-04-06	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	区税賦課徴収事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当名	2315・2336
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	賦課徴収事務費	01-01-02	区税等の支払方法の拡充	01-01-03	電子申告システム運用事業	
事務事業の種類	○新規事業	（○29年度 ○28年度）	○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠法令等	地方税法等			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	○法令基準内	○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費						
対象者等	納税義務者等						
内容	・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。 ・区税賦課徴収事務費の主なものは、滞納整理支援システム、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、徴収嘱託員への報酬、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。						
経過	・平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・平成15年度から徴収嘱託員制度を導入 ・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・平成23年1月から、所得税確定申告書データを、全国一斉にエルタックスを通じて、各地方団体へ配信する国税連携が開始した。 ・平成23年度からインターネット公売開始 ・平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始						
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		109,014	106,655	96,082	107,267	110,211	127,521	284,963
決算額（29年度は見込み）		99,079	94,780	90,433	105,233	100,122	113,077	284,963
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	区税収入の推移（千円）	14,589,235	14,928,955	15,393,555	15,820,130	16,107,268	16,724,726	16308130

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	20,142	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	19,589	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	20,704
一般需費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	12,040	一般需費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,599	一般需費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	15,659
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	32,113	報償費/食糧費	報償費、食糧費	3	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	78,280
委託料	その他の委託料	31,259	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	42,266	委託料	その他の委託料	164,603
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	169	委託料	その他の委託料	32,596	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	207
負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,399	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	146	負担金補助及び交付金	その他の負担金	5,510
			負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,878			

		勘定科目			27年度	28年度	差額			勘定科目			27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	-	242,284	-	行政収入	地方税	-	16,667,525	-					
		物件費	-	88,749	-		国庫支出金	-	0	-					
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-					
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-					
		補助費等	-	▲ 4,095	-		使用料及び手数料	-	8,633	-					
		減価償却費	-	0	-		その他	-	115,847	-					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	44,069	-		行政収入合計(a)	-	16,792,005	-					
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	11,430	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	16,409,568	-					
		その他行政費用	-	0	-		金融収支差額(d)	-	0	-					
		行政費用合計(b)	-	382,437	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	16,409,568	-					
特別費用(g)	-	1,596	-	特別収入(f)	-	1,949	-								
特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	353	-	当期収支差額(e)+(h)	-	16,409,921	-								
備考	行政費用の主なものは、給与関係費と物件費である。行政収入における「その他」は、延滞金である。														

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	97.57	97.87	98.18	98.51	99.08	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	28.55	31.01	32.44	35.08	49.24	
	③ 特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	73.77	74.44	77.04	78.18	88.44	

問題点・課題	○徴収率を向上させるためには、徴収率の分母となる調定額の精査が必要となる。そのため、生活実態を十分に調査した上で、財産等ない場合には、滞納処分の執行停止を早期に検討する必要がある。 ○滞納の発生を抑止するために、特別徴収（給与天引き）及び口座振替の比率を高めていく必要がある。 ○平成29年度オール東京での特別徴収を円滑に推進する。特別徴収義務者の滞納の発生を抑止するため、丁寧な相談を行う必要がある。また、納入の利便性の向上について検討する必要がある。 ○エルタックスは、電子申告及び電子通知による事務の効率化、マイナンバー記載書類の通知の際のセキュリティの向上等が見込まれるため、その普及を強く推進していく必要がある。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	財産調査・滞納処分を早期に着手し、新たな滞納者の発生を抑制する。また、財産がない等一定の者には滞納処分の執行を停止する。	統一的な考え方をもとに、財産調査など滞納者の生活実態の把握に早期着手し、滞納処分及び滞納処分の執行停止を効率的に行った。	特別徴収義務者の増加に伴い、財産調査・滞納処分の強化・拡充を図ることで、新たな滞納の発生を抑制する。
②	関係団体への周知、普通徴収事業者の指定予告通知、併徴者への通知、区報への掲載等、丁寧に区民等への周知活動を行っていく。	左記の改善内容のほか、新たに特別徴収を実施する事業所を対象とした特別徴収事務手続説明会を開催し、周知活動の充実を図った。	新たに特別徴収義務者に指定した事業所に対し、具体的な手続き等の周知活動を行い、制度の理解不足で生じる未納等を防止する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

議 会 質 問 状 況	
-------------	--